



# 鳥取県土木工事共通仕様書の一部改正について（通知）

技術基準の種類：技術管理  
通知日：平成15年3月10日

管第2846号  
平成15年3月10日

部 内 各 課 長  
日野総合事務所県土整備局長  
各 地 方 県 土 整 備 局 長  
鳥 取 港 湾 事 務 所 長  
姫 路 鳥 取 線 用 地 事 務 所 長  
鳥 取 空 港 管 理 事 務 所 長 } 様

県 土 整 備 部 長

## 鳥取県土木工事共通仕様書の一部改正について（通知）

このたび、鳥取県土木工事共通仕様書（平成13年5月24日付管第151号鳥取県土木部長通知）の一部を別添のとおり一部改正し、平成15年7月1日以降起工決裁のものから適用しますので、関係者へ周知徹底してください。

### 記

#### 改正の概要

- (1) 大気環境保全のため、アイドリングストップに努めることとする。
- (2) 鋼構造物における塗装作業者は、塗装技能士（職業能力開発促進法による1級または2級塗装技能士）の資格を有する者であることとする。

## 鳥取県土木工事共通仕様書（一部改正）新旧対比表

別添

現 行		改 正	
第1編 第1章 第1節 1-1-35	共通編 総則 総則 環境対策 1. 請負者は建設工事に伴う騒音振動対策指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和51年3月2日）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。	1.	同左
	2. 請負者は、環境への配慮が予知され又は発生した場合は、直ちに監督員に報告し、監督員の指示があればそれに従わなければならない。第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、請負者は1-1-39第5項及び第7項の規定に従い対応しなければならない。	(新規) 2. (番号繰延) 3.	請負者は、大気環境保全のため、建設機械等を利用する場合には、アイドリングストップの実施に努めなければならない。 同左
	3. 監督員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、請負者に対して、請負者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提出を求めることができる。この場合において、請負者は必要な資料を提出しなければならない。	(番号繰延) 4.	同左

鳥取県土木工事共通仕様書（一部改正）新旧対比表

現 行		改 正	
第2編 第4章 第4節 4-4-1	河川編 水門 現場塗装工 一般事項 本節は、水門の塗装として水門塗装その他これらに類する工種について定める。	(番号割付) (新規) (新規)	1. 本節は、水門の塗装として水門塗装その他これらに類する工種について定める。 2. 請負者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装技能士を工事に従事させなければならない。 3. <u>塗装技能士とは、職業能力開発促進法による1級または2級塗装技能士をいう。</u>
第5章 第8節 5-8-1 6.	堰 鋼管理橋上部工 一般事項 請負者は、同種塗装工事に従事した経験を有する作業者を工事に従事させなければなら	(変更) (新規)	6. 請負者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装技能士を工事に従事させなければならない。 7. <u>塗装技能士とは、職業能力開発促進法による1級または2級塗装技能士をいう。</u>
第8章 第7節 5-8-1 4.	河川維持 現場塗装工 一般事項 請負者は、同種塗装工事に従事した経験を有する作業者を工事に従事させなければなら	(変更) (新規)	4. 請負者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装技能士を工事に従事させなければならない。 5. <u>塗装技能士とは、職業能力開発促進法による1級または2級塗装技能士をいう。</u>

鳥取県土木工事共通仕様書（一部改正）新旧対比表

現 行		改 正	
第4編 第1章 第5節 2.	砂防編 砂防ダム 鋼製ダム工 請負者は、現場塗装工については、同種塗装工事に従事した経験を有する作業者を工事に従事させなければならない。	(変更) (新規)	2. 請負者は、現場塗装工については、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装技能士を工事に従事させなければならない。 3. <u>塗装技能士とは、職業能力開発促進法による1級または2級塗装技能士をいう。</u>
第6編 第4章 第5節 4-5-1 2.	道路編 橋梁上部工 橋梁現場塗装工 一般事項 請負者は、同種請負工事に従事した経験を有する作業者を工事に従事しなければなら	(変更) (新規)	2. 請負者は、同種請負工事に従事した経験を有する塗装技能士を工事に従事しなければならない。 4. <u>塗装技能士とは、職業能力開発促進法による1級または2級塗装技能士をいう。</u>
第14章 第7節 14-7-1 2.	道路修繕 現場塗装工 一般事項 請負者は、同種請負工事に従事した経験を有する作業者を工事に従事しなければなら	(変更) (新規)	2. 請負者は、同種請負工事に従事した経験を有する塗装技能士を工事に従事しなければならない。 3. <u>塗装技能士とは、職業能力開発促進法による1級または2級塗装技能士をいう。</u>